【御殿場市】

ごみ集積所設置に係るチェックフロー

①

≪候補地の選定≫
・近隣の集積所が利用できない。
・市で定める集積所設置基準に適している。（市相談可。助言はしますが、場所を認可するものではありません。）
・候補地に対し地権者や周辺住民の承諾を得ている。

※各項目のすべてにチェックがなければ、集積所は稼働できません。

YES □

②

≪環境課承認≫
・環境課から見て候補地は設置場所として適している。（収集車両進入等の確認並びに設置基準の確認）

YES □

③

≪必要書類提出≫
・ごみ集積所届出書および確約書を作成し、環境課収集スタッフへ提出してください。（自治会長の届出でとなります。）

必要書類

①ごみ集積所届出書

②確約書

④

≪集積所稼働≫
・必要書類の提出から２週間以降の日で日程調整を行い、ごみ集積所として稼働します。

運用管理

〇利用者に『ごみの出し方』を周知してください。
〇集積所は清潔に管理していただく必要があります。